

市内学校で発生したいじめ事案について

1 いじめ重大事態申立て等への対応状況

(令和8年4月30日現在)

No.	事案名	調査等の状況	
		年月	内容
1	タブレット端末によるいじめ事案	令和5年4月	いじめ認知
		令和5年7月～令和6年3月	いじめ問題専門委員による調査委員会を設置し、調査実施
		令和6年6月	調査委員会から報告書を受理
		令和6年7月	関係保護者へ調査結果報告会を実施
		令和6年9月～令和7月3月	いじめ問題専門委員とは別の調査委員による追加調査委員会を設置し、調査実施
		令和6年10月	市長がいじめ重大事態として判断
		令和7年3月	追加調査委員会から報告書を受理 【事案調査終了】
		令和7年3月	関係保護者へ追加調査結果報告会を実施
		令和7年6月	市議会総務文教常任委員会で報告
		令和8年3月	関係生徒保護者への謝罪会を実施
		令和8年4月	教育長が校長会において報告・指導
		令和8年4月	教育用端末調査業務委託（市長部局）
2	スクールバス内等でのいじめ事案	令和6年7月	保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理
		令和7年2月	いじめ問題専門委員会による調査
		令和7年4月～令和8年1月	いじめ問題調査委員による調査委員会を設置し、調査
		令和8年1月	調査委員会から報告書を受理
		令和8年2月	報告書の内容を市長へ報告 ※調査結果により、一部が重大事態として認定 報告のための報告書概要版を受理 申立人に調査結果について報告
		令和8年2月以降	関係保護者等へ調査結果を報告 市議会総務文教常任委員会へ報告
		令和8年3月	申立人からの所見書を市長が受理

		令和8年3月	調査委員会からの報告書概要版を市議会総務文教常任委員会へ資料として報告
		令和8年4月	市長が再調査を判断
3	令和4年度にあったいじめ事案	令和6年8月	保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理
		令和7年2月	重大事態調査について保護者への説明
		令和7年12月	調査実施について、再度保護者へ説明 保護者から調査委員を再度選任するよう要望あり
		令和8年1月	調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼 <現在継続中>
4	平成26年度からあったいじめ事案	令和6年11月	保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理
		令和7年2月	重大事態調査について保護者への説明
		令和7年12月	調査実施について、再度保護者へ説明 保護者から調査委員を再度選任するよう要望あり
		令和8年1月	調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼 <現在継続中>
5	令和6年度にあったいじめ事案	令和7年6月	4人の保護者からいじめ重大事態の申立書を受理 (1つの事案に対し4件の申立書を受理)
		令和7年7月	保護者、子どもに対して調査について説明
		令和7年9月	調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼
		令和8年2月	いじめ問題調査委員の委嘱
		令和8年3月	調査委員会打ち合わせ①
		令和8年4月	調査委員会打ち合わせ②
		令和8年4月	調査委員会打ち合わせ③
6	令和4.5.6年度にあったいじめ事案	令和8年1月	保護者からのいじめ重大事態の申立書を受理

2 調査委員会からの学校及び学校の設置者に対する提言（スクールバス内等でのいじめ事案）

<学校>

- ・ いじめ対応に関する基本方針や対応の在り方について、校長・教頭が明確な方向性を示し、リーダーシップを発揮しながら情報共有と共通理解を図る体制を構築

<教育委員会>

- ・ 教育委員会内にいじめの未然防止・早期発見から重大事態発生時の対応までを一貫して担う「いじめ対策専門チーム」を常設機関として設置し、チームとして機能させるなど、学校を組織的に支援する体制の構築

3 令和8年度重点取組事項

① 校長会における継続的な指導

② 進学先との情報共有（児童生徒の継続的な見守りやケア、再発防止）

③ 小中高生徒指導連絡会の定期的な開催（生徒指導についての情報共有）

④ 初動体制強化

- ・ いじめ認知後の初期対応についての職員研修
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談又は通報

⑤ 情報モラル教育の充実

- ・ N e tモラルを活用した児童生徒へのモラル教育と保護者への啓発
- ・ 警察や少年サポートセンターの関係者による啓発活動

⑥ 糸魚川市P T A連絡協議会との連携

- ・ 通信機能をもつ機器を児童生徒に保持又は使用させる際の注意点等を周知

⑦ 各学校における取組の強化

- ・ 教育要覧に情報モラル教育に関する内容を記載

4 いじめ対策専門チームの設置について

（1）組織

教育委員会事務局職員の他、弁護士、警察、教育機関、医療機関等、専門的知識を有するもので構成

（2）所掌事務

- ・ 重大事態につながる懸念のある事案や発生した重大事態にかかわるケース会議を開催し、事案の検討、学校への指示事項等を協議する。
- ・ 重大事態にかかわる関係児童生徒の保護者との窓口担当として、連絡調整を行う。
- ・ 市立学校等及び市教育委員会と関係保護者等との面談に同席する。

（3）必要経費について

報償金等の必要経費については、令和8年6月市議会で補正予算案を提出予定

いじめ解決に向けた 組織的対応(案)

児童生徒 保護者

学 校

- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの積極的な認知
- ・ 被害児童生徒への支援
- ・ 児童生徒へのカウンセリング
- ・ 地域連携による防止策推進
- ・ 職員による組織的対応
- ・ いじめへの初期対応
- ・ 加害児童生徒への指導
- ・ 幼保小中高、園学校間情報共有

教育委員会(学校教育課)

- ・ 教職員生徒指導研修
- ・ いじめ未然防止に向けた支援
- ・ いじめの正確な認知と確認
- ・ いじめへの初期対応指導
- ・ 学校へのいじめ対応支援
- ・ 学校や保護者への情報発信

いじめ対策専門チーム(指導主事その他、弁護士、警察、教育機関、医療機関等)

<ケース会議>

- ・ 情報の一元化
- ・ 専門的視点による対応協議
- ・ 各機関と連携した対応支援

<学校支援>

- ・ 保護者面談への同席
- ・ 対応策への助言、指導
- ・ 職員研修支援

<保護者>

- ・ 保護者の不安軽減に向けた相談、面談
- ・ 解決に向けた進捗等説明

